

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年11月6日

水 曜 日

第 3687 号

目 次

告 示

- | | |
|----------------------|---|
| ○保安林の指定予定 | 1 |
| ○指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出 | 2 |

公 告

- | | |
|-----------------------------|---|
| ○県有財産（土地）に係る一般競争入札の実施 | 3 |
| ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 | 6 |

告 示

富山県告示第443号

保安林の指定予定について

次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の 2 の規定により告示する。

平成25年11月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県中新川郡上市町伊折字大平 101の3、102の2、102の3、102の6から102の8まで、779の12から779の23まで、780、字大開 750の1、751から760まで、762、764、765の1、766の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に

係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び上市町役場に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第444号

指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を辞退する旨の申出があったので、同法第69条第3号の規定により公示する。

平成25年11月6日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		辞退する自立支援医療の種類	病院又は診療所において辞退する医療の種類	辞退年月日
名 称	所在地			
みらい天正寺薬局	富山市天正寺1076番地	精神通院医療		平成25年10月31日
みらい太郎丸薬局	富山市太郎丸西町2-8-10	精神通院医療		平成25年10月31日
みらい高田薬局	富山市高田63-1	精神通院医療		平成25年10月31日
みらい本江薬局	魚津市本江1623-2	精神通院医療		平成25年10月31日
みらい太田口薬局	富山市太田口通り3-5-16	精神通院医療		平成25年10月31日

みらい堀川薬局	富山市堀川小泉町1-5-4	精神通院医療		平成25年10月31日
荒川薬局	富山市荒川5丁目5番1号	精神通院医療		平成25年10月31日

~~~~~  
公 告  
~~~~~

県有財産（土地）に係る一般競争入札の実施

県有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成25年11月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する物件

物件番号	所在地	地積（実測）	現況地目	予定価格	入札保証金
1	富山県富山市神通町二丁目2番1	194.76平方メートル	宅 地	15,300,000円	1,530,000円
2	富山県富山市上赤江町一丁目字東条割171番1	112.05平方メートル	雑種地	4,000,000円	400,000円
3	富山県富山市海岸通宇下窪田割1番2ほか2筆	1,920.23平方メートル	宅 地	9,750,000円	975,000円

備考 予定価格とは、あらかじめ県が定めた最低売払価格をいう。

2 入札に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する方は、この入札に参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令第 167条の 4 第 1 項に規定する者又は同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後 2 年を経過しないもの若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (2) 今回の入札において特別に定める制限に該当する者
- なお、(2)については、お問い合わせください。

3 入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

- (1) 日時 平成25年11月7日（木）から平成25年12月3日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県経営管理部管財課財産活用推進係
電話番号 076-444-3172（直通）

4 入札参加申込み

一般競争入札に参加しようとする方は、平成25年12月3日（火）までに、入札説明書に定める申込書及び添付書類を、富山県経営管理部管財課へ持参されるか、又は簡易書留でお申し込みください（簡易書留は、締切期限の消印有効です。）。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 物件番号1 平成25年12月11日（水）午後1時30分から
物件番号2 平成25年12月11日（水）午後2時20分から
物件番号3 平成25年12月11日（水）午後3時10分から
- (2) 場所 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県庁本館1階入札室
- (3) 受付時間

入札保証金の納付は、入札時間の開始30分前から10分前まで受け付けます。

6 入札保証金

入札に参加しようとする方は、原則として、銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手により前記1の表に掲げる入札保証金を入札執行日の受付時間内に納めなければなりません。

7 落札者の決定方法

有効札のうち、予定価格以上の最高価格で入札した方を落札者とします。

8 入札の無効

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第94条及び別に定める入札心得書第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の締結

落札者は、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（日曜日、土曜日及び国

民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日は算入しません。）に契約を締結する必要があります。この期間内に契約を締結しない場合は、入札保証金は、県に帰属します。

10 契約書の作成の要否及び売買代金の支払方法

落札者は、県と落札物件に関する契約書の作成を行ったうえ、代金を知事の発行する納入通知書により指定する期限までに支払わなければなりません。

11 用途の制限

(1) 落札者は、県有財産売買契約締結の日から起算して5年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することができません。

(2) 落札者は、売買物件を暴力団施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供することができません。

12 現地説明

(1) 日時 物件番号1 平成25年11月19日（火）午前9時から
物件番号2 平成25年11月19日（火）午前10時から
物件番号3 平成25年11月19日（火）午前11時から

(2) 場所 売却物件の現地

13 その他

(1) 現地説明に不参加の方が入札に参加された場合でも、現地説明における説明事項等について、全て了知されているものとみなします。

(2) 今回の入札結果を含めた契約内容について、県は、落札者の同意を得たうえで公表できるものとします（ただし、個人に関する情報を除く。）。

14 問い合わせ先

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県経営管理部管財課財産活用推進係

電話番号 076-444-3172（直通）

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成25年11月6日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

100満ボルト富山店 富山市布瀬町南一丁目7-4

2 店舗を設置する者 有限会社橋商事

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保町
2字3番

(変更後) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保北
一丁目601番地

4 変更の日 平成25年8月31日

5 変更の理由 土地区画整理事業換地処分に伴う町名・地番変更により、小売業者の住所表示に変更があったため

6 届出の日 平成25年10月23日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成25年11月6日から平成26年3月6日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

